

經濟學叢論 每月一日發行
 第四十卷第一號 昭和十四年七月一日發行
 大正四年六月二十一日第三號 昭和十四年七月一日發行

京都市帝國大學經濟學會

經濟叢論

第十四卷 第一號

昭和十四年七月

京都帝國大學經濟學部創立二十年記念論集

田島・戸田・神戸・小川・河上・河田・山本・作田の前八教授肖像
 記念展覽會及講演會寫眞

國家の社會的構成……

完全豫見の問題……

時局下に於ける農業計畫生産……

世界經濟の動向……

小工業の特質と其の助成方針……

ナチスの經營共同體の理論及び構造に就て……

徳川時代の經濟統制……

信用理論と其の經濟的基礎……

企業聯繫としての再保險……

マックス・ウェーバーの國民主義……

ロバートソンの物價變動理論……

中小工業と市場……

沒價値性理論の成立……

政策學としての日本經濟學……

日本經濟學の根本原理……

經濟學部二十年を回顧して……

經濟學部創立二十年記念經濟學會大會記事

彙報

外國雜誌論題

(禁轉載)

法學博士 河田 嗣 郎

文學博士 高田 保 馬

經濟學博士 八木 芳之助

經濟學博士 柴 田 敬

經濟學士 大塚 一 朗

經濟學士 中川 興之助

經濟學士 堀 江 保 藏

經濟學士 中 谷 實

經濟學士 佐波 宣 平

經濟學士 白杉 庄 一 郎

經濟學士 青山 秀 夫

經濟學士 田 杉 競

經濟學士 出口 勇 藏

經濟學博士 谷 口 吉 彦

經濟學博士 石川 興 二

經濟學博士 本庄 榮 治 郎

マックス・ウェーバーの國民主義

白杉庄一郎

社會科學一般從つて經濟學の研究に實踐的な立場を^レ持込むことを峻拒した明敏な方法論者として知られるマックス・ウェーバー（一八六四—一九二〇年）が、彼自身個人的には如何なる實踐的な立場をもつてゐたであらうかといふことは、興味ある問題であらう。否、單に興味ある問題であるのみならず、實踐的な立場を拒否した彼の方法論そのものが所謂個人的實踐的な立場から理解し批判されなければならぬと考へられる。而して私は、彼の實踐的な立場は少くとも政治經濟的には國民主義として捉へられ得るのではないかと思ふのであるが、こゝではさういつた彼の實踐的な立場と方法論との關係を吟味する一つの前提として、彼の國民主義そのものを取上げてみたいと思ふ。それはまた我々が現在國民主義の問題を考へる上にも意義のないことではないであらう。

周知の如く、ウェーバーは國民自由黨に屬する政治家を父として早くから、彼の生涯を通じて變らなかつた政治的關心と愛國的熱情を培はれ、國民とか民族とかいふものに對する關心も非常に早くから目覺めてゐたと傳へられてゐるが、國民主義者としてのウェーバーの^レ倂をその傳記の中に跡づけるならば遠く少年時代にまで遡り得るであらう。然し彼が經濟學の基礎理論に屬する問題として國民主義の問題を初めて取上げたのは一八九五年フ

ライプルーヒ大學に於ける就任講演『國民國家と國民經濟政策』¹⁾に於てであつた。この講演に於て彼は自ら「經濟的國民主義者」と名乗つたのであるが、その國民主義の立場は少くとも政策的には——方法論上は後年彼はこの講演に於けるとは異つた方向に進んで行つたにも拘らず——終生變ることがなかつたと考へられる。

そこでまづこゝにいふ國民主義とは如何なるものであつたか。問題は國民經濟政策の課題とそれが行ふ價值判斷の規準を中心として展開されてゐる。

「國民經濟政策は普通解される所によれば世界を幸福にするための處方の工夫である——人生の「快樂差額」を改善することが我々の活動の唯一の明白な目標であると考へられてゐる。然しながら人口問題をぼんやり考へただけでも我々は幸福主義者であつたり、將來に於ける平和や人間の幸福をひそかに考へたり、人間と人間との激しい鬭争以外のもので現在に於ける勢力範圍が獲得されるであらうと信じたりすることは出来ないのである。」²⁾

かくの如くウェーバーは國民經濟政策が世界又は人類の福祉を目的とすべきものでないと考へる。現在の國民が自己の利益以外のものを考へるとすれば、それは他國民或は廣く世界若しくは人類の福祉といつたものではなくて、自己の子孫の利益に他ならないのである。子孫に對する關係に於てのみ國民經濟政策は利他主義をその基礎とすることが出来る。ウェーバーは續けて曰く。

「確かに國民經濟政策的活動は利他主義的な基礎以外の所にあるものではない。現在の一切の經濟政策的並に社會政策的努力の成果は大部分現世代ではなくて次の世代の利益になるのである。我々の活動は、それが意味をもつとすれば、將來のため我々の子孫のための配慮であるし、又さうでしかあり得ないのである。」³⁾

子孫に對するこの配慮が世界經濟事情の認識と結びついてウェーバーを國民主義の方向へ驅り立てる。その際世界經濟事情に關する彼の認識は次の如くである。

1) Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik. 1895. Gesammelte politische Schriften von Max Weber, München 1921, S. 7 ff. この講演については最近出口勇藏氏がその全貌を紹介された、『ウェーバーの初期の研究』、經濟論叢、第四八卷、第五號、
2) a. a. O. S. 18.

「經濟的發展が國民的境界を越えて諸國民の廣範な經濟的共同體を作り出し始めて以來、……かの『國民主義的』な判定の規準は國民經濟政策に於ける『國民的利己主義』と同様捨てらるべきものであるか。——否、——抑々家族が生産共同體としてののかつての機能を喪つて國民經濟的共同體の圏内に編み込まれて以來、經濟的自己保存のための自己の妻子のための鬭争は終焉したか。我々はさうでないことを知つてゐる。即ちこの鬭争は異つた形態をとつたに過ぎない、——そしてその形態についてはなほ、それが緩和されたと見られるかどうか、むしろ内訌し尖鋭化したと見られはしないかどうか問題になり得るのである。同様に國民經濟的共同體もまた諸國民相互の鬭争の異つた形態に過ぎない、そして自己の文化を維持するための鬭争を緩和するのではなくて困難にして來た所の形態に過ぎない、何故ならそれは同盟者としての國民自體の内部に於ける國民の將來に對する物質的利益を相闘はしめるものだからである。」⁴⁾

諸國民が互に經濟争闘を行つてゐるといふ現實認識に基づいて國民主義は子孫に對する責務として當然だといふ譯である。そしてそこからウエーバーは國民經濟政策の本質を導き出して來るのである。即ち彼は續けて述べてゐる。

「我々是我々の子孫に平和と人間の幸福ではなくて、我々の國民的特性を保持し涵養するための永遠の鬭争を遺さなければならぬ。そして我々は、我々の最高度の發展をとげた經濟文化をもつて活動するならば、自由にして『平和的な』經濟鬭争に於ける淘汰は自らより高く發展したものの勝利を助けるであらう、といふやうな樂觀主義的な希望に陥つてはならない。」

我々が子孫に傳へる國民經濟組織の特性ではなくて、我々が彼等のため世界に於て獲得し遺す所の勢力範圍の大小に關して、まづ第一番に我々の子孫は我々をして歴史に對する責務を負はしめるのである。經濟的發展過程はまた究極に於て權力鬭争 (Machtkämpfe) である、國民の權力利益は、それが問題になる場合には、究極の決定的な利益である。そして國民經濟政策はこの利益に奉仕しなければならぬ。國民經濟政策學は一の政治的科學である。國民經濟政策學は政治の婢女である、然しその時々支配的權力者ならびに階級のものでなく、國民の恒久的な權力政策的利益の婢女である。而して國民國家は我々にとつては、その本質を神秘的不可解の中に包みこむ程より高きものと信ぜられるやうな無規定的なものではなくて、國民の現世的權力組織である。そしてこの國民國家に於ては我々の國民經濟政策的考察の究極の價值規準もまた『國策』(Staatsräson) である。『國策』とは我々にとつては、奇妙な誤解者の信ずる如く『自力更生』の代りに『國家救濟』・經濟諸力の自由活動の代りに經濟生活の國家

3) ebenda.
4) a. a. O. S. 19.

統制を意味するのではなく、我々はこの標語によつて次のことを要求するのである。即ちドイツ國民經濟の問題にとつて——また就中、國家は經濟生活に干渉すべきかどうか、又如何なる範圍まで干渉すべきか、或は國家はむしろ國民の經濟諸力をそれ自體の自由な發達に任しその障害を除去すべきかどうか、又何時さうすべきかの問題にとつても——個々の場合に究極の決定的な裁決は我が國民の經濟的並に政治的権利益及びその擔當者たるドイツ國民國家のそれに屬すべきものであるといふことを要求するのである。⁵⁾」

かくしてウェーバーは自ら經濟的國民主義者と稱し、「我々經濟的國民主義者にとつては政治的價值規準が唯一最高のものである」と述べてゐる。⁶⁾

まづウェーバーの國民主義は階級を超えた國民全體の立場である。即ちそれはその時々々の支配的權力者並に階級の立場ではなくて、國民の恒久的な權力政策的利益の立場である。階級を超えた國民全體の立場であるといふ意味に於てそれは全體主義とも言へよう。而して國民の名に於て超階級性を主張するのは全くドイツ國民主義の傳統である。ウェーバーは階級的な立場に反對してかうも述べてゐる。

「……國民國家とは廣範な經濟的被支配者層に於ても存在する自然發生的な心理的基礎——といふのは政治的共同感情のことである——に依據するものであり、決して『上部構造』といったものではなく、經濟的支配階級の組織ではない。けれども平常時にはこの政治的本能は大衆にあつては下意識の中に潜んでゐる。そこで政治的感覚の擔當者であることが、經濟的並に政治的指導者層の特別の機能であり、政治的に彼等の存在を理由づける唯一の根據なのである。⁷⁾」

次にウェーバーの國民主義は國民の権力利益の立場である。而して國民の権力利益の擔當者は國民國家である。國民國家は自然發生的な政治的共同感情——これについては後にウェーバーの國民觀を見る際に明かとなるであらう——を基礎とするものであつて、無規定的なものではなく、「國民の現世的權力組織」である。従つて國

5) a. O. S. 20.
6) a. O. S. 24.
7) a. O. S. 24.

民主主義は國民國家の立場である。それは言ひ換へれる國民國家主義であり、又國家權力主義である。所で國家權力主義の意味に於ける國民主義は總て自國民の權力利益を最高の價值とするものであるが、ウエーバーの場合もその例にもれるものではない。彼は國民主義と國民利己主義とを區別するものゝ如くであるが、自國民の權力利益を最高價值とする限り、彼の國民主義は畢竟國民的利己主義に終らざるを得ないであらう。所謂國民主義の國民とは他ならぬドイツ國民のことであり、國民國家とは取りもなほさずドイツ國民國家のことだつたのである。又彼はかうも述べてゐる。

「ドイツといふ國家の國民經濟政策並にドイツ國民經濟政策學者の價值規準はドイツ的なものでしかあり得ない。」⁸⁾
かくの如くウエーバーの國民主義は自國民の權力利益を徹底的に尊重する。そして他國民従つて世界若しくは人類の利益を全然顧慮しない。従つて國民主義の見地に立つべき國民經濟政策學は世界主義又は國際主義の側面を全然もたないことになるのである。彼は國民經濟政策學ではなくて、理論的國民經濟學だけに國際性を認める。曰く。

「説明的並に分析的科學としての國民經濟學は國際的である。然しながらそれが價值判斷をなすや否や、それは我々が我々自身の本質に見出す所の人間の特性に結びつけられてゐるのである。」⁹⁾

理論的國民經濟學は常に國際的であるか。また反對に國民經濟政策學は單に國民的でなければならぬか。こゝには重要な問題が横はつてゐるが、理論的國民經濟學も國民經濟政策學も國民的であると同時に國際的でなければならぬ。理論的國民經濟學の對象たる國民經濟が國際性をもつてゐるといふのならば、國民經濟政策學の對象たる各國民經濟もまた國際性をもち、國民經濟政策上の價值判斷自體が國際的側面をもたねばならぬ。反對に

8) a. a. O. S. 19.

9) ebenda.

國民經濟政策學の對象たる國民經濟が全く個別的なものであるといふのならば、理論的研究もまたその個別性を無視し得ないであらう。ウェーバーは國民的個性が理論的研究の對象たり得ないとしても考へてゐたのであらうか。尤も彼は後年所謂理想型理論によつて個性にかゝる歴史的研究と一般性にかゝる理論的研究とを綜合しようとした。然しその際理想型による空間的な従つて國民的な個性の把握は不充分であつたと言はなくてはならぬ。のみならず、實際彼が進んで行つた經濟學研究の方向からいふと、彼は國民經濟學者といふよりむしろ社會經濟學者であつた。又こゝに國際的なものと國民的なものとの對立として現はれてゐる理論と政策學との區別は後には所謂没價值性理論に於て科學と政策との區別となり、單に理論的研究のみならず科學的研究一般に於ける價值判斷は否定され、従つて政策學の科學性は認められないことになつた。こゝでは理論と政策學とが乖離して、謂ふ所の國民主義は理論的國民經濟學へは浸透してゐないが、後には科學と政策とが分裂して、國民主義といふやうな實踐的な立場は個人的主觀的なものとして科學外に追ひやられたのである。然しこの後の場合にも科學外の實踐的な立場として國民主義はウェーバーの思想の中に生きてゐた。科學者としてのウェーバーは理想や世界觀を持出すことを否定したが、政策家若しくは政治批評家としては引續き國民主義者であつた。何故かういふ分裂が起つたかは重要な問題であらうが、それは方法論の側からの吟味に讓つて、こゝではたゞ國民政策學者としての又は政策家若しくは政治批評家としてのウェーバーの國民主義そのものを問題にしたいと思ふ。

右の如くウェーバーは國民經濟政策を全く國民的觀點からのみ規定し、國民の權力利益を價值規準とする政策上の立場を國民主義としたのである。人は「歴史學派の門弟」たるウェーバーが歴史學派の傳統に沿ひつゝ而もそ

れを越えて國家權力主義の意味に於ける國民主義者として初見參してゐるのを見るであらう。實際これほどはつきりした國家權力主義は從來の歴史學派の代表者の中には見られなかつたと言つてよい。リストの國民主義もそれには及ばないとさへ言へよう。そしてこのことが由つて來る所以は個人的な生の事情を越えて歴史的社會的な事情の中に求められなくてはなるまい。こゝにドイツ經濟學史上に於て從來とは異つた新しい段階が始まつたことを看取しなければなるまい。それは暫く後の問題として、而もこのことに關聯して更に注意すべきは、既に述べた如く、かうした國民主義が單に初期のウエーバーを特色づけるに過ぎぬといつたものではなくて、少くとも政策的には彼が一貫して國民主義者であつたといふことである。

二

例へば一九一六年の「ヨーロッパの強國間に於けるドイツ」といふ論文の中で彼ははつきり書いてゐる。

「政策を、單に對外政策のみならず、總ての政策を一般に、私はたゞ國民的觀點からのみ見て來たのである。¹⁰⁾」

これだけで既にウエーバーが當時もやはり政策的には國民主義者であつたことが充分に推察されるであらうが、この點をも少し詳しくみてみよう。而してこゝでは彼が提出した具體的な諸政策を検討する代りに、彼が政策を問題とするに當つて據り所とした國民的觀點とは何であつたかを明かにしてみたい。そのためには、國民的とは何か、従つて國民とは何かと明かにされなくてはならぬ。つまり問題は國民の本質にかゝる譯である。ウエーバーは國民の本質を如何にみたであらうか。

まづ一九一二年ベルリンに於ける第二回ドイツ社會學會の討論演説に於てウエーバーは次の如く述べてゐる。

「國民 (Nation) といふ概念は恐らく次の如く定義されよう、即ちそれは、その恰好の表現が独自の國家であるやうな、従つて通常自ら國家を作り出さうとする傾向をもつ所の、一の感情的共同體である。」¹¹⁾

國民は感情的共同體として把握される。これは重要な點である。然しウェーバーの見解を特色づけるのはその點ではなくて、むしろそれを独自の國家に對する感情的共同體とみる點である。彼は、國民感情を發生せしめる原因には種々の根本的に異つたものがあるが、本質的なものは國家的なものであると考へる。

「國民感情を統一的なもの・特別なものとして區別することが一般に合目的だと考へられるならば、独自の國家に向ふ傾向との關係によつてのみさうすることが出来る、そして又その中には極めて異質的な共同感情が總括されてゐることを心得てゐなければならぬ。」¹²⁾

又曰く。「『國民』とか『國民的』とかいふ言葉の意味は絶対に一義的なものではない。我々はその意味を、共同體を作り出す共通の性質の側からではなくて、我々が民族 (Nationalität) といふ集合名詞で呼ぶ所のものが驅り立てる目標の側からのみ、即ち獨立國家からのみ見出すことが出来るのである。」¹³⁾

この見地からウェーバーは國民の本質を人種的に把握しようとする立場及び文化的に把握しようとする立場を批判してゐる。前者については右の演説に於けるより『經濟と社會』に於いての方が詳しい。

「特殊の人類學的類型の共通性は勿論國民を基礎づけるために單純にどうでもよいといったものではないが、それだけで充分ではなく又そのために必要なものでもない。それにも拘らず、『國民』といふ理念が往々血縁の共同及び氣風の類似といふ觀念を含む場合には、それは同様に種々の源泉から供給される『人種的』共通感情と共にそれを分け持つてゐるのである。然し人種的共通感情のみが『國民』たらしめるのではない。『人種的』同族感情を白ロシア人も大ロシア人に對して疑ひもなく常に持つて來た。然し彼等自身は今獨立の『國民』といふ稱號を殆んど要求しないであらう。上部シュレジエンのポーランド人は『ポーランド國民』との同族感情の理念をごく最近まで殆んど全く缺いてゐた、彼等はドイツ人に對して『人種的』な特別の共通性をもつてゐることを感じてはゐたが、プロシヤの臣民であり、それ以上の何者でもなかつたのである。」¹⁴⁾

11) Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik von Max Weber, Tübingen 1924. S. 484.

12) a. a. O. S. 436. 13) a. a. O. S. 487.

14) Grundriss der Sozialökonomik, III. Abteilung. Wirtschaft und Gesellschaft, bearbeitet von Max Weber, Tübingen 1922. S. 628. Vgl. a. a. O. S. 224 ff.

次に國民を文化的に基礎づけようとする立場に對する批判。これについてはさきの演説の中に曰く。

「國民感情形成の最も重要にして積極的な基礎たる文化要素の中で一般に第一番に位するものは共通の言語である。然しながらそれも全く缺くことの出来ないものではなく、それだけで充分なものでもない。言語の相違があるにも拘らず、それが無い場合にも劣らず、スイス人の特別な國民感情が存在したと言ふことが出来る。言語が共通であるにもかゝらず、アイルランド人とイングランド人との間には國民感情が缺けてゐる。言語の重要さは國家社會及び文化の民衆化と共に必然的に高まりつゝある。蓋し他ならぬ大衆にとつてこそ言語は純經濟的にみても既に封建的又は市民的な富者にとつてよりもより決定的な役割を演ずる、後者は少くとも同種の文化をもつた言語の行はれる範圍に於ては大抵は外國語を話す、小市民及びプロレタリアは外國語の行はれる範圍に於ては同じ言語を話す者との結合が唯一の頼りであることが遙かに強いからである。更に就中、言語従つてその上に築かれる文學は、大衆をして益々文化一般に近づかせる第一の且つ差當つては唯一の文化財である。藝術の鑑賞は文學上の傑作の鑑賞よりも遙かに大きな教養を必要とする、藝術は文學よりも遙かに貴族的なものである。……共通の『文化財』は一の國民的紐帶を與へ得るものではある。然しその際この文化財の客觀的價值は全く關りないものである。それ故『國民』を『文化共同體』と考へることは出来ないのである。¹⁵⁾

所謂國民文化の階級性を明かにしてゐる點は深く味はるべきであらう。然しウエーバーはこの興味ある點をこれ以上發展させてゐない。彼は國民の内部構造からその本質を規定するといふよりは、むしろ對外的な統一性からそれを規定するといふ方法をとつてゐる。國民文化といふ場合、言語がその最も重要なものとして取上げられてゐるのも一はその理由からである。言語については『經濟と社會』の中に更に詳しく論じてゐるが、思想は全く同様である。¹⁶⁾

要するにウエーバーは國民の本質を人種的なものや文化的なものではなくて、國家的なもの・従つて政治的権力的なもの——彼は國家の本質を政治的權力に求めるのである——によつて規定する。

15) Gesammelte Aufsätze ur Soziologie und Sozialpolitik. S 485.
16) Wirtschaft und Gesellschaft. S. 224-25.

「繰返へし我々は『國民』といふ概念に於ては政治的權力への關係が指示されてゐるのを知る。従つて『國民的』といふのは——それが一般に統一的なものであるとすれば——明かに、言語・信仰・風習或は運命が共同であることによつて結合されてゐる人間の集團の中で、彼等に独自の・既に存在する又は彼等の憧憬する政治的權力組織の思想と結びついてゐる所の特種の熱情である、而も『權力』が重視さればされる程この熱情は特殊なものになるのである」¹⁷⁾

ウェーバーが國民の本質を國家的なものに見たのは一應正しい。國家を離れて國民なるものはあり得ないからである。然し政治的權力的なものゝ意味に於ける國家的なものは實は國民の本質的規定の一つであり、それと並んで人種的なもの及び文化的なものが本質的規定をなさなければならぬ。のみならず、その外に地域的關係及び經濟的關係が必要な規定と考へられなければならない。特に經濟關係について言へば、それは廣い意味の文化の中に含まれざるであらうが、同様の關係にある政治もしくは國家が文化に對立して考へられてゐる以上、經濟もそれと並んだ獨立の意義をもち得るであらう。而して方法的にはこれら國民の諸規定は正常的典型的な國民に於てのみ見出すことが出来るであらう。尤もこの方法によつて得られる諸規定の或るものは通常國民と呼ばれてゐるものに缺如してゐることがあらう。然し國民の本質的規定の缺如といふこととそこから國民の運動が説明される。本質的規定を缺如してゐる國民或はそれを喪失した國民は没落するか或はそれを充足しようとして運動を起すのである。

然し我々はこゝで國民の本質について立入つて論究する積りはない。我々の問題は、ウェーバーが自己の政策的な立場を國民的だといふ場合、謂ふ所の國民的とは何かといふことだつたのである。彼は國民の本質を國家權力的なものにみた。そして特に文化的契機を本質的規定から除き、經濟的契機はこれを全然無視した。國民の本

17) Wirtschaft und Gesellschaft, S. 226.

質がかくの如く經濟や文化を抜きにして、たゞ國家權力的なものに見られる限り、國民と國民との關係は鬭争的なものと考へられることは必然であらう。蓋し經濟や文化は國民的であると同時に國際的であり、國際鬭争の契機であると共に國際的結合のそれでもあり得るからである。ともかく、右の如き國民觀に於てウェーバーが國民的な立場に立つといふ場合、それは國家權力主義以外の何ものでもあり得ないであらう。而して國家權力主義こそは、我々の既にみた如く、ウェーバーの國民主義の正體であつたのである。

かくして我々はウェーバーが一八九五年の講演以來引續き同じ意味に於て國民主義者であつたと言ふことが出来る。それもその筈である。十九世紀の終りから二十世紀の初めに至る時代は、ドイツの否ドイツのみならず世界の發展段階が同一のものとして捉へられ得るやうな時代であつたからである。この歴史的段階に相即したものとしてウェーバーの國民主義はドイツ國民主義の發展史上從來とは異つた意味をもつものだと考へられるであらう。然らば如何なる意味に於てウェーバーの國民主義は當時の歴史的社會的事情に相即するであらうか。それを理解することによつて我々は同時に彼の國民主義の限界を明かにすることが出来るであらう。限界といふのは彼の國民主義が國際的側面を忘れた國民的利己主義であり、それが歴史的國民的事情に相即して帝國主義的であるといふ點である。

三

さてウェーバーの時代はリストや舊歴史學派の時代とは勿論、新歴史學派の時代とも違つてゐる。リストや舊歴史學派の時代は經濟的にはドイツ産業資本主義の、政治的にはドイツ國民國家の成立期であつた。新歴史學派

の時代は新しく成立した産業資本主義及び國民國家の發展期に相當する。この二つの時代にまたがつてドイツを政治的に指導してゐたのは言ふまでもなくビスマルクであつた。然るにドイツ資本主義はビスマルクの支配の下に飛躍的發展をとげ、ビスマルクの支配を桎梏とさへ感ずるに至つた。一八九〇年ビスマルクの敗退はドイツ資本主義發展史上の必然事でもなければならなかつた。而して新歴史學派に接觸してその中から生れて來たドイツ經濟思想史上に於けるウェーバー的段階はまさにこゝに始まるのである。従つてウェーバー的段階は蓋當りビスマルク的支配の批判と、それを實踐的支柱としてゐた歴史學派特に新歴史學派の社會政策的努力の批判とを以つて特色づけられるのである。

然らばまづ國民主義者ウェーバーはビスマルクの支配を如何に評價したであらうか。彼は『國民國家と國民經濟政策』の中で述べてゐる。

「……彼(ビスマルク)の下に於て彼の業績たる即ち彼が統一した所の國民は徐々に且つ不可抗的にその經濟的構造を變へて異つたものになり、彼がそれに與へ、彼のツエーザルの性質が結びあはされてゐた所の秩序とは異つた秩序を要求せざるを得ない人となつた。他ならぬこのことが彼の生涯の事業を一部分失敗させたのである。何故ならば、この生涯の事業といふのは外に對してのみならず内に向つても國民を統一するといふことであつた筈であり、而も我々は誰でもそれが達成されなかつたことを知つてゐるからである。それは彼の方法では達成され得なかつたのである。」¹⁸⁾

而してビスマルク的支配の如何なる點が問題になつたかと言へば、それがウェーバーの意味に於ける國民主義的でなかつたことである。具體的に言へば、問題はビスマルク的支配に於ける世界權力政策の缺如とそのユニカ¹⁾的官僚性にあつたのである。まづ前者について。

18) Gesammelte politische Aufsätze. S. 25.

「ドイツの國家は市民階級自身の力によつて創造されたものではなかつた。そしてそれが創造された時國民の先頭に立つてゐたのは性の違つたかの專制者であつた。大権力政策的課題は又もや國民に與へられなかつた、ずつと後に至つて初めて内氣に且つ半ば嫌々その名に値しないやうな海外『権力政策』が始まつたのである。」¹⁹⁾

かくの如くウエーバーは從來のドイツ殊にビスマルクの時代に世界権力政策が殆んど實行されて來なかつたとを鋭く批判する。實に彼はビスマルクの最大の業績であるドイツの統一でさへ、それが世界権力政策の出發點とならない場合には無意義だとさへ考へる。

「ドイツの統一がドイツの世界権力政策の出發點ではなくてその終焉であるべきだと考へられたならば、ドイツの統一は國民が昔犯した・そしてあまりに高價なために放つて置いた方がよかつたであらう所の若氣の過ちであつたといふことを、我々は理解しなければならぬ。」²⁰⁾

後年に於てもウエーバーはビスマルクの政策特にその對外政策を批判して、それが飽くまでも保守的であつて如何なる意味に於ても大ドイツの政策でなかつたとしてゐる。²¹⁾ 要するにウエーバーの國民主義はビスマルク時代に於けるとは異つた世界権力政策を主張したのである。それはまさに當時の歴史的社會的情勢に對應するものと言はなければならぬ。即ち、十九世紀末に至つてヨーロッパ諸強國に於ける國民國家の形成は大體完了し、産業資本主義の獨占資本主義への發展と共に新しい帝國主義的國際秩序が発生して來た。そしてそれは從來専ら大陸政策に局限されて來たドイツの政策を海外政策・世界政策へと驅り立て、行つたのである。さうでなくとも元來國家的・權力的傾向の強かつたドイツのことである。殊にまた近代資本主義の發達が著しく遅れ、國內市場の統一と國民國家の形成に心を奪はれて、世界市場と植民地の獲得に力を盡す餘裕をもたずに來たドイツのことで

19) a. a. O. S. 26.

20) a. a. O. S. 29.

21) Bismarcks Aussenpolitik und die Gegenwart, 1915, a. a. O. S. 31 ff.

ある。世界資本主義の動向とドイツ資本主義の發展とはドイツの急激な政策的轉廻を強要して止まなかつたのである。そしてこのことは實際的にはビスマルク的支配の敗退として、思想的にはビスマルク的政策の批判として現れて來たのである。ビスマルク時代に於ける世界權力政策の缺如を批判するウェーバーの國民主義はまさにかうした現實を地盤としてゐたものと言はねばならぬ。この意味で我々は、ウェーバーの國民主義が十九世紀の終りから二十世紀の初めに至るドイツ帝國主義の思想的表現であつたことを否定し得ないと思ふのである。

然しながら注意しなければならないことは、ウェーバーの國民主義が帝國主義的であつたにしても、飽くまで市民的進歩的のものであつて、ユンカー的封建的ではなかつたことである。そこに我々は彼の世界權力政策の觀點からするビスマルク的支配の批判がそのユンカー的官僚性に對する批判と結びついてゐるのを見る譯である。まづ彼はビスマルク的支配の據つて立つ階級的基礎をユンカーに見、それに代り得る政治的指導階級を求めた。その際指導階級を決定する規準は「政治的成熟、²²⁾即ち何よりも先づ國民の恒久的な經濟的並に政治的權力利益を考慮することに對する彼等の理解と能力」であつた。そこで、ユンカーに代り得る階級としてまづ考へられるのは市民階級であるが、ウェーバーはこの規準に照して市民階級にその資格なしと斷ずる。市民階級の政治的未成熟の原因は、ドイツの國家が彼等によつて創造されたものでなく、その創造以後もユンカーによつて支配され、市民階級は去勢されつゞけて來たからであり、更にまたユンカー的支配が世界權力政策を斷念してそれによる國民の政治教育を等閑にして來たからであると考へられる。次に彼は市民階級に對立するドイツの勞働者階級も、前者に於けると同様の原因から、即ちドイツに於ては世界政策によつて國民の政治教育が行はれなかつたが故

22) Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik. a. u. O. S. 24.

に、政治的に成熟してゐないと考へる。かくしてウエーバーは、ドイツが世界権力政策の實行を急務とする秋に當つて、從來の政策の擔當者たるエンカーが没落しつゝあるにも拘らず、市民階級も勞働者階級も、それに代つて國民の権力利益の擔當者たり得る政治的資格をもつてゐない所にドイツの危機をみた。そこから彼が引出した實踐的結論は國民の政治的成熟のための政治教育であつた。そして國民經濟政策學の究極の目標も政治教育でなければならぬとさへ考へられたのであつた。²³⁾ウエーバーがかう主張したのは一八九五年のことである。然しその主張は後年に於ても根本に於ては變ることなく續いてゐる。例へば大戰中の一九一七年戦後のドイツの政治改革について論じた際、彼は次の如く書いてゐる。

「ドイツ人の政治的未成熟は、それが存在する限り、被支配者が官僚支配に對して監督を加へないこと、政治的責任を分擔することなく従つて官僚活動の條件と成行とに關心をもたずしてそれに服従せんとする習慣との結果である。政治的に成熟した人民のみが『自主的な人民』である。自主的な人民とは自分に關する事項の行政監督權を自ら掌握し且つ自分の選んだ代表者を通じて自分の政治的指導者の選擇に當る人民を言ふのである。ドイツ國民は自主的な人民になりそこなつたのであるが、そのことはビスマルクの政治的指導者としての偉大さに對して國民が示した反動であつた。

「自主的な人民のみが世界の發展に干與すべき職務をもつてゐる。この資格をもつてゐない人民がそれを企てるならば、他國民の本能が必ずそれを阻止するのみならず、それらの人民は國內的にもその企圖を躊躇するのである。……單によき官僚・立派な官房・正直な商人・有能な學者や技術家——及び忠實な侍僕を作出しはするであらうが、その他の點については無監督の官僚支配を君主制に名を藉るお極り文句で耐へ忍ぶやうな國民は決して自主的な人民ではなく、自惚れて世界の運命を懸念したりなどするよりはむしろ彼等の日常の業務に専念した方がよいであらう。舊い状態が再び歸つて來るのならば、人は我々に『世界政策』について、はもはや喋々しないことを希望するであらう。²⁴⁾」

こゝでは官僚主義に對する批判がより強くなつてゐるのが認められるであらう。ウエーバーの官僚主義論は興

23) a. a. O. S. 27-29.

24) Parlament und Regierung im neugeordneten Deutschland, 1917, Gesammelte politssche Schriften, S. 258. 259.

味深きものがあるが、これについては別の機會に譲りたい。

右の如くウェーバーはユンカー的支配に反對し、國民の政治的成熟を強調してゐるのであるが、一體彼は如何なる政治形態がそれに代るべきだと考へたのであらうか。それは勿論、右の論述からも容易に推察される如く、民主々義である。而して民主々義が國民主義と矛盾するものでないとしてゐる點は注目し得るであらう。

「他ならぬ大衆の間に於て益々高まる國民主義は、國民文化財——その代表的なものは何といつても國語なのであるが——への關與が益々民衆化されつゝある時代には全く當然のことである。我國に於て大戦中に急進的な民主々義の代表者達に讓歩して示された適度の事實ではあるが不確な同情でさへも、彼等をして適切な國民的政策に奉仕せしめるに充分だつたのである。」

「一般に共に支配しつゝある民主々義的な黨派は國民主義の支持者である。」

民主々義はウェーバーの主張するやうな國民主義・從つてまた帝國主義と矛盾するものでないことは言ふまでもない。彼の考へてゐる民主々義は勿論市民的、民主々義以外の何ものでもないからである。

このことに關聯して我々はウェーバーの國民主義が據つて立つ階級的地盤を考へることが出來よう。彼の國民主義が階級を超えた全體的なものを目指して成立したものであることについては既に述べた。世界権力政策にしても、政治的成熟の問題にしても一應は國民全體の立場から考へられてゐる。又彼は自己の出身と教養が市民的であることを告白しつゝ、而も科學の名に於て自己の立場の超階級性を言明してさへゐる。

「私は市民階級の一員でありさういふ自覺をもち、且つ市民階級の觀念や理想を教へ込まれて來た。然し上に向つても下に向つても且つ自己の階級に對しても、嫌がれることを言ふのがまさに我々の科學の職務である。」²⁶⁾

然し問題は一般的・全體的なものが如何なる特殊を媒介として實現されると考へてゐたかにある。國民の對外

25) Wahlrecht und Demokratie in Deutschland, 1917. a. a. O. S. 278.

26) Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftslehre. a. a. O. S. 26.

的發展が帝國主義の形をとり、國民の內的充實が市民的民主主義の方向に進むべきだと考へてゐる所に、國民主義の階級性が疑はれるのである。のみならず、彼は自ら明白に勞働者階級の政治的反對者であると宣言してゐる。

「大國民にとつて政治的に未教育な素町人階級による指導ほど破壊的なものはないが故に、そしてドイツのプロレタリアートはこの性格をまだ破棄してゐないが故に、まさにその故に、我々はプロレタリアートの政治的反對者である」²⁷⁾

ウェーバーは勞働者階級が政治的に未成熟であるが故にその反對者であるといふのであるが、果してそれだけの理由からであつたであらうか。同様に市民階級も未成熟だとは言ふものゝ、その反對者であるとは言はないのである。更にまた彼は單に勞働者階級の政治的反對者に過ぎなかつたであらうか。これらの點は彼の社會主義批判が明かにするであらう。こゝでは彼がシュモラー一派の社會政策的努力に對してさへ批判的であつて、勞働者階級に對して同情的態度を示すことがより少いといふことだけを注意して置かう。そこに我々は彼の市民的な立場が從來の歴史學派の如何なる代表者に於けるよりもより一層純化されて來てゐるのを見るのである。

實際ウェーバーは社會問題及びそれに對する社會政策を重視しなかつた。社會政策を認めるにしても、それはむしろ對外的發展の手段としてに過ぎなかつた。彼は屢々引用して來た一八九五年の講演の中で既にかう言つてゐる。

「被支配者の經濟狀態に關する問題ではなくて、むしろ支配し上昇しつゝある階級の政治的資格に關する問題が社會政策上の問題の究極の内容でもある。世界を幸福にすることではなくて、近代の經濟的發展が紛碎した國民を將來の激しい鬭争のために社會的に結合することが我々の社會政策的努力の目的である」²⁸⁾

「近代の鋭く尖つた社會的良心を苦しめてゐる國民大衆の苛酷な窮乏の前に於ていさへ、歴史に對する我々の責務についての意識が今日我々の上になほ一層重く押し掛つてゐることを我々は率直に承認しなければならぬ。……我々が異つたもの即ちより偉大な時代の先驅者になることが出來ないならば、政治的に偉大な時代の遺腹の子であるといふ我々が惱んでゐる禍を除去することに我々は成功しないであらう」²⁹⁾

27) a. O. S. 28.
28) a. O. S. 29.
29) a. O. S. 30.

又彼が『社會科學的並に社會政策的認識の「客觀性」』以後の所謂沒價性理論に於て方法論の側面から社會政策の科學性を否定し、社會政策學派を批判して止まなかつたことは周知の事柄である。それが純論理的觀點からなされたものであることは言ふまでもないが、然しそれにしてもその根底には社會政策そのものに對する根強い懷疑があつたことを看過してはならないであらう。そしてこの懷疑はドイツに於ける資本主義の發展と勞働運動の進展とに關係をもつてゐると考へざるを得まい。即ち、內的に充實して對外的に發展し出したドイツ資本主義によつてビスマルク以來の社會政策費の負擔は世界市場を目ざす競争に於て改めて重荷と感ぜらるゝに至つたといふ事情があつたであらう。加ふるに、社會政策は階級對立の調和による國內平和の増進に意圖された程の効果を齎さなかつたといふより重要な事情があつた。撫でて叩いても勞働者階級の運動は日を追うて逞しくなるばかりであつた。かうした現實に直面して市民階級の思想的代表者が、シュモラー一派によつて主張されたやうな社會政策、或はビスマルク流の彈壓並に懐柔政策を疑つたのもまた當然であつたと言はなければならぬであらう。ドイツ市民階級はさうした姑息な國內問題にこだはつてゐることを止めて、世界政策に向つて勇敢に自己の道を進まねばならぬ。國民主義者ウェーバーはかう説いたのである。それは、市民的、た觀點に、立つ、限り、近代帝國主義の時代に於けるドイツの進むべき方向を指示したのもとして眞に適切なものであつたと言ふことが出来る。確かにそれは傳統的なドイツ國民主義を新しい情勢に應じて一步推進めたものであつた。そして我々はこの情勢に相即するものとして彼の國民主義を帝國主義的であつたと考へるのである。

終りに、我々はウェーバーの國民主義を帝國主義的だと考へたのであるが、然らば彼自身は帝國主義をどう考へてゐたであらうか、この點については國民主義の文化的側面と共に紙面の都合上觸れ得なかつたことを一言斷つて置きたい。